

福岡県公報

令和7年12月2日
第 651 号

目 次

告 示 (第657号)

○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) 1
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) 2
公安委員会	
○遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定	(警察本部会計課) 2

告 示

福岡県告示第657号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所
田川郡赤村大字内田字峠平4403の1
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字後原763番2、763番3、763番7、764番5及び764番6並びに字柿添887番30から887番34まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市東櫛原町2636番地1
株式会社駅前工務店
代表取締役 植村 武史

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市有田字平田307番3の一部及び307番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市前原北三丁目2番18号
宮崎 正実

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字山家2876番1、2876番2、2877番1及び2877番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉市須川2514番地
株式会社比良松
代表取締役 若林 建志

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市大字大佐野字ヒナ川34番1及び34番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市大字大佐野2番地2
社会福祉法人飛鳥会
理事長 山下 敏明

公安委員会**福岡県公安委員会告示第350号**

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和7年12月2日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
株式会社岩田屋 三越	代表取締役社長 執行役員 左中 樹太郎	岩田屋本店	福岡市中央区天神2 丁目5番35号	福岡市中央区天神2 丁目5番35号
株式会社岩田屋 三越	代表取締役社長 執行役員 左中 樹太郎	福岡三越	福岡市中央区天神2 丁目5番35号	福岡市中央区天神2 丁目1番1号